

日中両国における保育者養成の現状と課題

平岩 定法
劉 郷英
中田 照子
丹羽 正子
宍戸 健夫

1 日中の子どもの現状と乳幼児教育

1. 日本における子どもの現状

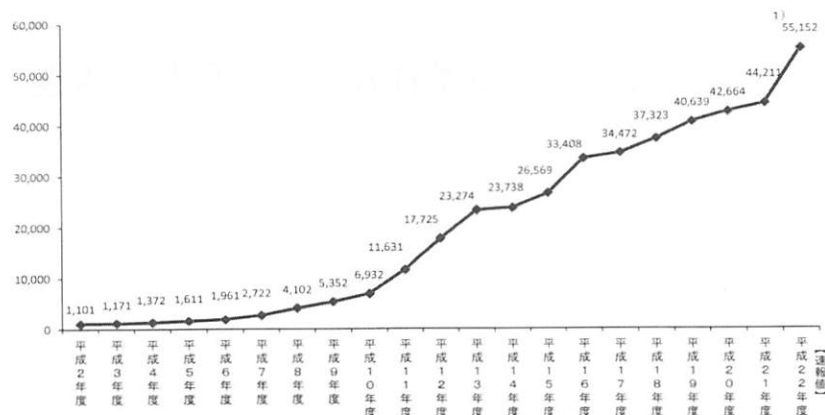
幼稚園と保育所の二元化は、戦前、戦後一貫して行われてきた。保育内容は幼稚園教育要領（1956年から告示化）、保育所保育指針（1965年提示・2009年告示化）の検討が並行して行われるようになってきていたにもかかわらず、今日まで制度は二元化されてきた。

日本の明治政府は、「西欧に追いつき、追い越せ」・「富国強兵」政策の下で、教育制度の整備を始めた。日本では、第一次世界大戦が終わると本格的に市場経済活動がはじまり、女子労働者も増加し、職陽託児所も見られるようになった。1918（大正7）の米騒動に対する社会政策として、公立保育所がはじめて登場することになる。昭和恐慌の下で、日中戦争、第二次世界大戦に突入し、1945（昭和20）年の敗戦を迎えた。戦後の帝国議会では、「幼・保一元化」について議論はされたが、1947（昭和22）年に学校教育法・児童福祉法が制定され、幼児教育は、二元化の道を今日まで歩んできた。

今日、最も痛ましい子どもの問題は、児童虐待事件である。児童虐待件数は、年々増加している（資料1）。また、東京都児童相談所が2005年度に受理した1,700件の虐待事例の分析結果では、虐待の原因として「経済的要因」「孤立」「就労不安」が突出して多く、「子どもの虐待」と「家庭の経済的貧困・生活不安」との関係を読み取ることができると報告されている。

日本の子どもの貧困率は近年、上昇傾向にあるといわれている。そうした中で、資料2は、子ども期の貧困（特に、0歳～6歳）が、子ども時代だけではなく、大人になってからも不利な状態が続くことを明らかにしている。これは当然のこととして、次世代に対する貧困の再生産の要因ともなるものである。

注：1) 平成22年度(速報値)の件数は、宮城県、福島県、仙台市を除いて集計した数値である。
 2) 平成22年度(速報値)の対前年比は、参考2に掲載。

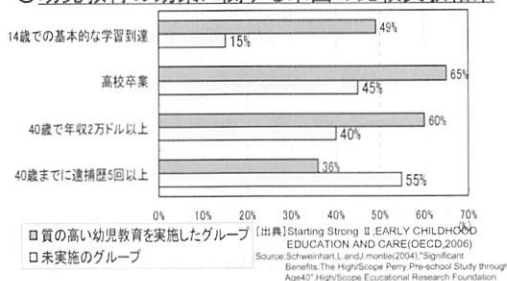


出所：雇用均等・児童家庭局総務課 報道発表資料（2011.7.20）

資料1：児童相談所における児童虐待相談対応

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎

○幼児教育の効果に関する米国の比較実験結果



出所：経済財政諮問会議資料（2009.5.19）

資料2：就学前教育の貧困対策としての効果

日本における子どもの貧困は、子どもの権利条約を批准し、子どもの人権を社会的に承認しているのであるから、社会政策によって、解消されなければならない。ユニセフ（2001）は「子どもの人生の最も早い時期—出生から3歳になるまで—に起こることが、その後の子どもの生活や青年期の生活に影響を与える」¹ことに大きな関心を示している。

また、阿部（2009）は、子どもの将来的な指標に最もひびいてくるのは0歳から6歳までの子どもの貧困だと指摘し、特に、乳幼児期においては、生活問題の改善を図ることが、何よりも重要であり、問題を解決するためには、子どもだけを見ていたら不十分で、親も含めた、家族全体に対するアプローチが必要であることを提言し「貧困対策としての保育所の新機能」及び「保育政策」の重要性を指摘している。

日本において、いま、必要なことは、保育所の量的拡大と同時に、「子どもの貧困」に寄り添え

る保育所保育の質的向上である。また、近年、幼稚園においても、働く母親の増加に伴って、居残り保育を利用する長時間保育児が増加し、全国、約7割の幼稚園が預かり保育を実施している。

(中田照子)

2. 中国における子どもの現状

中国は、社会主義国家として成立した直後の1950年に、「中華人民共和国婚姻法」が公布され、「男女の権利の平等」が定められ、女性の解放が目指された。女性を家庭から解放し、社会進出を促すために、女性の労働・社会参加保障と乳幼児の全面発達を促す集団的保育・乳幼児教育制度を設けた。この保育・幼児教育制度は、主として都市部で展開され、保育機関は子どもの年齢によって「託児所」と「幼稚園」とに区分された。「託児所」は衛生部（日本の厚生労働省にあたる）が管轄し、保育機関として位置づけられ、産休明けの0歳～3歳未満の乳幼児を対象とした保育・教育を行うものとされた。一方、「幼稚園」は、教育面を教育部（日本の文部科学省にあたる）が、保健衛生面を衛生部が管轄するが、主導機関は教育部である。「幼稚園」は公教育制度の基礎的段階の教育機関として位置づけられ、満3歳～満6・7歳の幼児を対象とした保育・教育を行うものとされた。1980年代までは、「託児所」も「幼稚園」も、父母の就労形態に合わせて、全日制、寄宿制等を設けて、それぞれが担うべき年齢段階の乳幼児の保育・教育を提供していた。

しかし、中国では1990年代に入り、本格的に、市場経済システムが取り入れられ、1993年、「中国教育改革と発展に関する要綱」を公表し、社会主義市場経済への転換にふさわしい教育の在り方として、「教育機関は、今後、可能な限り経営方式を多元化し、社会の各方面から資金を調達する」ことを奨励した。1980年代から始められた一人っ子政策と早期退職女性の余剰人口の育児参加によって、乳児の集団保育ニーズが急速に減少し、0歳児の集団保育は基本的になくなり、1歳半（2歳半からの場合が多い）～3歳未満児は「中々班」として、幼稚園に併設されるものが多くなった。また、幼稚園は、公的福祉事業から公益事業に変わり、公立園（2007年現在全国で6万カ園）も民営園（2007年現在全国7万カ園）も利用者から高額な保育料を徴収して運営するようになっている。

また、中国では、1990年代から、市場経済の発展によって貧富の格差が拡大している。猪木（2009）は、中国におけるジニ係数は、「1978年の0.16から2001年には、0.32に拡大している（2002年の中国国家统计局）。都市部における家計部門の所得統計では、2001年のジニ係数は0.51にも」⁴⁾なっていると指摘している。その結果、各家庭の所得水準によって幼児教育を受けられない子どもも少なくない。2000年現在、中国には、6歳未満の子どもが約1.3億いるにもかかわらず、幼稚園に在園している子ども数は約2300万人しかおらず、3歳～6歳の入園率は約45%である。農村地域では幼稚園が普及しておらず、小学校の中で就学直前1年の就学前クラスを利用する者が約70%となっている。しかし、3歳未満児の入園率及び非正規の幼児教育を受けている子どもの数は不明であるとされている。（劉郷英）

II 日本における保育者養成

1. 戦前から今日までの幼稚園教員養成の課題

日本の近代学校制度の草創期から幼稚園は創設され、義務教育の補完機関として長い歴史を持っている。幼稚園教員養成も師範学校補助機関として開始された。大正15年（1926年）の「幼稚園令」の制定により、幼稚園教員養成も本格的に整備を始めた。大正期には、公立託児所も設立され、就学前教員養成も中等教員養成機関の一部にその養成機能をもったが、あくまで、義務教育機関優先の位置づけであった。

(1) 戦後における幼稚園教員養成の出発

第二次世界大戦の結果、教育は大転換を余儀なくされた。第一次教育基本法、学校教育法の成立は、幼稚園を一条校に含め、幼稚園を正式の学校に指定した。（1947年）。1949年に成立した教育職員免許法は、戦後の教員養成の根幹を規定し、教員養成は、大学の教職課程の指定と大学による開放制の免許状取得であった。小学校教育は国立教員養成大学を中心に師範制を残存させていたが、他の校種は開放制を進めた。戦後間もない時期は、教員の確保の困難から検定試験や講習会による認定も行ったが、原則は、大学による開放制養成が進められた。幼稚園教員は当初から短期大学による養成が中心であった。例外として、お茶の水女子大学家政学部児童学科において養成課程が認可されたが、戦後20年間は義務教育以上の学校整備に重点がおかれ、就学前教育は、あくまで補完的位置であった。教育職員免許法における幼稚園教員の免許は、普通免許状2種類（1級、2級）であった。1級は大学卒業の基礎資格、2級は短期大学以上の基礎資格であり、国立教員養成大学での幼稚園教員の本格的養成は、1972年の8大学の養成課程設置をまたねばならなかった。

1980年代、臨時教育審議会答申により、教育全般にわたる大改革がおこなわれるとともに、その中で、大学院修了者の専修免許状が新設され、3種類の免許状（専修、1種、2種）となり、免許の高度化・専門性の向上が図られた。

1990年代以後、大学卒業者の増大、大学院修了者の拡大の中で、教員養成の高度化がすすみ、現状は義務教育の場合の教員は、大学卒業以上が圧倒的であるが、幼稚園教員は、依然として短期大学修了者が7割を占めている。

(2) 幼保一元化と幼稚園教員養成の現状と課題

幼稚園の拡大は、多くの国民が子弟を幼稚園へ通園させることとなり、最大時には、200万人を越える園児数となった。また、幼稚園の拡大は私学中心が続き、園数の約8割、園児数の約7割を占めている。

幼稚園入園希望者の減少、保育所入所希望者の増加は、幼稚園の「預かり保育」の必要性を高

め、幼稚園教育要領にもその指導が明示された。今日では、毎年、幼稚園は約 100 園が廃園となり、減少傾向が続いている。従って、預かり保育は、ほとんどの園のカリキュラムの一部に定着している。更に、認定こども園の制定（2006 年）は、幼稚園における保育所機能の拡大として、政府の制度改革が進められている。いわゆる「幼稚園の保育所化」と幼稚園における子育て支援の拡大は、幼稚園教員の保育内容の研修とともに親の生活課題の学習の必要性が高まっている。

幼稚園教員の養成機関でも、これらの課題をカリキュラム改革に反映させることが必要であり、教員の専門性を高度化することが求められている。従って、幼稚園教員養成においても大学卒業者が必然的となりつつあるがそれに伴って、教員の待遇改善や幼稚園の施設・設備環境整備（園長室、研修室、教材室等）の改善が必要である。（平岩定法）

2. 日本の保育所と保育士養成

（1） 児童福祉法制定（1947 年 12 月）と保育所

第二次世界大戦直後は、母親の就労による養育・保育が不十分となる家庭が多くなり一般児童の保育問題が生じた。児童福祉法制定時は、第 37 条に「保育所は、日々保護者の委託を受けて、その乳児幼児を保育することを目的とする」となっていた。法第 24 条で乳幼児が一定の要件（保育に欠けている場合）を満たしている場合は市町村長の義務として「保育を受けさせる」という公的責任を規定している。

（2） 保育所保育の質の向上

1965 年制定の保育所保育指針は、2008 年 3 度目の改定で告示化された。保育所・保育士の役割と機能が重要なものとして認められ、社会的責任も大きくなったことを示している。改定の背景には、子どもの生活環境や子育て環境の変化、保育関係法令の変遷等（児童福祉法の改正、保育士の国家資格化等）がある。

厚生労働省は、2008 年 3 月「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、保育士等の資質・専門性の向上等具体的施策を示した。2009 年 2 月少子化対策特別部会の第一次報告においても、親支援の必要性、障害児受け入れ増加等に伴う保育所の役割、専門性に対応した保育の質の向上が明示されている。

（3） 保育士養成

保母資格は、保母養成所、保母試験合格者の 2 つの方法を規定し制度化した。保母養成所は、「保母養成施設の設置及び運営に関する件」（厚生省児童局通知 1948 年 4 月）に基づき、厚生大臣の指定を受ける。・就業年数は 2 年、21 学科目、1,350 時間（表 1）・入所資格は高校卒業又は同程度の者等である。

表 1：保母養成施設の修業科目と時間数

倫理(40)、教育学及び教育心理学(40)、保育理論(160)、児童心理学及び精神衛生(160)、生理学及び保健衛生学(80)、栄養学(40)、育児法(40)、小児病学(40)、看護学(40)、社会事業一般(40)、ケースワーク(40)、グループワーク(40)、自然研究及び社会研究(80)、音楽(200)、リズム(80)、遊戯(80)、お話(40)、絵画(40)、制作(40)、英語(40)、児童の福祉に関する法令<特別講義> * () 内は、時間数。その他実習科目、保育、育児、看護、栄養、音楽、遊戯お話、絵画、制作等の実習、実習基準は明示されていない。

保母試験制度は、都道府県知事実施の保母試験に合格することが規定されている。試験制度の背景には、児童福祉法制定当初、児童福祉施設の保母に資格を取得させる必要があった。・受験資格は、保母養成所にほぼ同様であるが、児童福祉施設において3年以上児童の保護に従事した者を含めた。試験科目は、7科目(社会福祉事業一般、児童心理学、保健衛生及び生理学、栄養学及び実習、保育理論、保育実習)、試験は、少なくとも年一回実施(都道府県)された。

この制度は、現在も保育士試験として児童福祉法に位置づけられている。

保母・保育士養成課程の改定等の主な内容は、表2のとおりである。

保育士養成は、2年課程を基準としているが、2011年7月発表の「子ども・子育て新システム」中間とりまとめでは、幼児教育・保育の機能の一体化し、現在の保育制度を再編成する方針を掲げている。

表 2：保母・保育士養成課程の改定等こみる主な内容

年	名称	改定理由・主な内容等
1962	保母養成所教育課程の改定	改定理由：要保育児増加と保母充足。養成機関の拡大として短期大学等の教科課程を設定、保母の質的確保と資質向上。主な内容：必修単位数の大幅削減。総履修単位数73単位以上。
1970	保母養成機関修業科目・履修方法の一部改定	改定理由：児童その家庭問題の複雑多様化。施設職員の質向上、専門性の重要性、養成機関の質的向上。主な内容：専門教科目の総合調整。新教科目創設。総履修単位数68単位以上。
1991	保母を養成する学校その他の施設の指定基準改定	改定理由：児童の環境の変化。児童福祉施策の進展。保育所保育指針の改定。主な内容：教科目の分類整理。
2001	保母養成機関の修業科目・履修方法の一部改定	主な内容：基礎科目を教養科目に名称変更。必修科目に「家族援助論」「総合演習」創設。
2003	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準改定	「障害児保育」「養護内容」必修科目へ、選択必修科目の大綱化等。 改定理由：児童福祉法の一部改正(保育士資格の法定化、保母から保育士に名称変更)
2009	指定保育士養成施設の指定及び運営の基準改定	改定理由：改定保育所保育指針の内容を考慮し、授業内容の一部変更。
2010	指定保育士養成施設の修業科目及び単位数並びに履修方法の一部改正	厚労省告示第278号により、2011年度から保育士養成課程の教科及び単位数変更となる。

(丹羽正子)

3. 日本における幼稚園・保育所の二元制と保育者養成

(1) 日本における保育二元制

日本では、幼稚園・保育所の就園（所）率は、4歳以上で、保育所 41.6%、幼稚園 56.0%、合計 97.6%に達している。これは、世界の国々と比較しても極めて高い就園（所）率である。

(2) 日本の保育者養成

日本の保育者養成は、4年制大学で保育者養成を行う大学も増えてきてはいるが、いまだに、短期大学が主流となっている。また、大学で、保育者の資格を獲得して卒業しても、保育所、幼稚園に就職するものは、多くない。それは、幼稚園教諭に、専修、一種、二種の3種類の等級があるが、その等級に応じたポストと待遇がなされていない幼稚園が少なくないからである。保育所保育士は、等級さえない。

(3) 短期大学での保育者養成

保育士と幼稚園教諭の資格・免許を卒業と同時にだせる短期大学は、定員に満たない大学・短大が増えてきているなかで一定の人気を得ている。しかし、そこでは、幼稚園と保育所における専門性があいまいにされているのではないかと、保育所保育士と施設保育士においても、専門性をそだてるコース制の検討がされなければならないが、これは、就職先での研修とあわせて考えなければならない問題であろう。

(4) 短期大学でのカリキュラムの改善

短期大学は、4年制大学をモデルにして教育内容を充実させる努力をし、一定の成果をあげてきている。しかし、これで実践力のある保育者を養成しているだろうかという反省もある。また、最近入学してくる学生には、保育現場への問題意識が弱く、それが講義への学習意欲にも影響している。そこで、保育現場との連携を密にしながら、学生たちの現場経験を早くから組織している養成校も少なくない。そこでは、保育実習と講義・実技科目・ゼミの担当教員相互の関連を強める指導体制がつくられていかなければならない。(宍戸健夫)

Ⅲ 中国における保育者養成の現状と課題

1. 中国の保育者養成制度とその変遷

中国における現行の保育者養成制度は、1950年代に作られた保育制度に対応して形成された。1950年代当初より、「託児所」には「保育員」が、「幼稚園」には「保育員」（1950年代当初の法規上は「生活助理員」であったが、1979年以降の法規上では現名称となっている）と「幼稚園教師」（1950年代当初の法規上では「教養員」とされたが、1979年の法規上では「教養員（即ち幼児教師）」とされ、1989年以降の法規上では「幼稚園教師」とされている）が配置されている。

「保育員」は教師として認められておらず、1980年代までには教育訓練を受けずに「託児所」

や「幼稚園」で担当する者が多く、教育程度や専門性が高くなかった。現在、通常、高校レベルの中等衛生専門学校で教育訓練されるか、子育てが終わった女性や他の職種を退職した女性は各自治体で行う衛生局の資格研修を受けて担当するようになり、以前に比べて「保育員」の資格化もかなりすすんでいると思われる。

「幼稚園」における「保育員」の役割について、「幼稚園工作脚軌（1989年試行、1996年改訂）」では、「保育員」は中学校卒業以上の学歴を持ち、幼児保育に関する職業訓練を受けるのが条件である。幼稚園の「保育員」はとりわけ以下のことに責任を持つ。「①自分の担当クラスの建物、設備、環境の清潔衛生に責任を持つこと。②「教師」の指導の下で、幼児の生活を管理し、自分の担当クラスの「教師」と力を合わせて教育活動を実施すること。③医療関係者と「教師」の指導の下で、幼稚園の安全、衛生保健制度を厳格に実施すること。④幼児の着るものと身の回り品及び自分の担当クラスの設備、用具を適切に保管すること」である。

一方、「幼稚園教師」は、1950年代当初から教員養成制度に基づいて養成されてきている。「文化大革命」（1966年～1976年）の10年間を除いて、1990年代中頃までは、「幼稚園教師」は主として高校レベル相当の中等専門教育機関である幼児師範学校で養成されてきた。1990年代後半から、「中華人民共和国教師法」（1993年10月）、「中華人民共和国教育法」（1995年3月）、「教師資格条例」（1995年12月）など教育に関する一連の法規の発布に伴い、「幼稚園教師」の資質向上や学歴向上が急速に進んでいる。こうした背景の下で、現在、「幼稚園教師」は以下の3種類の養成機関で養成されるようになっている。

- ① 中等専門教育機関である幼児師範学校（現在日本において専門学校はほとんど高校卒業以上の入学資格となっており、これに相当する教育機関はない）
- ② 高等専門教育機関である幼児高等師範専門学校（日本の短大または専門学校相当）
- ③ 4年制の師範大学・師範学院（単科大学）の就学前教育専攻（日本の大学相当）

「幼稚園教師」の役割について、「幼稚園工作規程」では、『幼稚園教師』は『教師資格条例』に規定された幼稚園教師資格を持つことが条件である。『幼稚園教師』は自分の担当クラスの全体の仕事に責任を持ちながら、とりわけ以下のようなことに責任を持つ。「①幼児のことを観察して理解し、国が規定している幼稚園教育課程の基準に依拠して、自分の担当クラスの幼児の具体的状況と結びつけて、教育計画を作ったり実行したりして、教育の任務をやり遂げること。②幼稚園の安全、衛生保健制度を厳格に実施し、『保育員』に指導し、また『保育員』と力を合わせて自分の担当クラスの幼児の生活を管理し、クラスの衛生保健の仕事をうまくやること。③常に保護者と連絡を取り、幼児の家庭の教育環境を把握し、幼児の特徴に相応しい教育的措置を討議し、一緒に力を合わせて教育の任務をやり遂げること。④業務上の学習と幼児教育研究活動に参加すること。⑤定期的に園長に報告し、園長からの点検と指導を受けること」である。

前述のように、1990年代から、中国における乳児保育機関である単独の託児所は基本的になくなり、乳児期の保育は、家庭が主導権を握っている現状である。1990年代末頃から、国の意思としての「科学的な早期教育」政策の影響で、近年の動向は、幼稚園や自治体が積極的に0歳から

の家庭教育をサポートするようになった。

こうした背景の下で、2003年から国家労働・社会保障部が「育嬰師」という乳幼児の早期のケアと教育についての専門資格を新たに設けた。「育嬰師」には、育嬰員（国家職業資格5級）、育嬰師（同4級）、高級育嬰師（同3級）の3段階がある。高級育嬰師は、子どもの発達診断や育嬰員・育嬰師の養成にもあたる。育嬰師全般の任務は、乳幼児の生活面の世話や保健面での看護及び教育である。教育面では、動作の訓練・知的能力の開発（認知と言語）、社会性と人格の発達指導、個々の子どもにふさわしい発達援助プログラムの実施（4級以上はプログラム設計も可）である。

近年では、3歳未満の保育や育児指導も担当するようになった幼稚園教師たちも、この資格を取得することが奨励されている。

2. 保育者養成課程の変遷—「幼稚園教師」養成課程を中心に—

1950年代当初より、中国の保育者養成は主として「幼稚園教師」養成を中心に展開されてきた。1990年代半ば頃まで、「幼稚園教師」は、主として中等専門教育機関である幼児師範学校で養成されてきた。幼児師範学校の養成課程は、もともと旧ソ連から導入された幼稚園の教育カリキュラムに対応して、「三学六法」—幼児心理学、幼児教育学、幼児衛生学の「三学」と「六教科の教授法」—を基本的専門教育課程として編成されていた。しかし、1980年代末から1990年代中頃にかけて、「児童の権利に関する条約」（1989年）の制定に伴う新しい子ども観に基づく世界の幼児教育改革の潮流の影響を受けて、中国の幼児教育も方法論的に大きな変革が見られるようになった。それまでは、「教科中心」、「知育中心」、「何ができるか」に重点を置く幼児教育カリキュラムが長期にわたって幼児教育界を支配してきた。「幼稚園工作規程」により、幼稚園では子どもの年齢段階にふさわしい遊びを通して一人ひとりの子どもの発達を促す幼児教育観がひろく現場にも定着するようになったと言われている。こうした幼児教育改革の新しい動向に伴い、幼児師範学校の教育課程にも変化がみられ、1995年に国家教育委員会（現教育部）により発布された「三年制中等幼児師範学校教学法案（試行）」に制定された教育課程では「教授法」の科目が見られなくなった。

また、1990年代後半より、中国における市場経済の急速な発展に伴い、高等専門教育レベルの高度な専門技術を持つ人材の育成が求められ、中等専門教育機関の多くが高等専門教育機関へと昇格するようになった。幼児師範学校は、本来の三年制の中等専門教育を実施する以外に、「五年一貫制」と「三・二分段制」によって高等専門教育を実施するようになっている。一方、本来中学校教員養成を主目的とする「高等師範専門学校」と、高等学校教員及び中等専門学校教員養成を主目的とする「4年制の師範大学・師範学院（単科大学）」は、「幼稚園教師」の養成にも携わっている。従って、新しい教育課程の開発は緊急に求められる重要な課題となっている。

3. 保育者養成課程の現防—5種類の新しい「幼稚園教師」養成プログラムの検討を中心に

2005年、中国全国幼児教師教育学会は中華人民共和国教育部師範司の委託を受けて、全国各種の「幼稚園教師」養成機関と連携して、以下の5種類の新しい「幼稚園教師」養成プログラムを開発した。

養成プログラム①：中学校卒業からスタートする就学前教育専攻三年制中等専門学校養成プログラム

養成プログラム②：中学校卒業からスタートする就学前教育専攻五年一貫制養成プログラム

養成プログラム③：中学校卒業からスタートする就学前教育専攻「三・二分段制」養成プログラム

養成プログラム④：高校卒業からスタートする就学前教育専攻三年制高等専門学校養成プログラム

養成プログラム⑤：高校卒業からスタートする就学前教育専攻四年制大学本科養成プログラム

「養成プログラム①」「養成プログラム②」「養成プログラム③」は、現行の中等専門教育機関である幼児師範学校における3種類の養成形態に対応して開発されたものである。一方、「養成プログラム④」は、高等専門教育機関である幼児高等師範専門学校の養成形態に対応するものであり、「養成プログラム⑤」は四年制の師範大学・師範学院（単科大学）の就学前教育専攻に対応するものである。これら5種類の養成プログラムにおける教育課程は、履修時間数の配分や履修内容の深さと広さでは違いはあるものの、共通の「養成目標——徳育、知育、体育、美育の諸方面で発達し、社会の変革及び現代の幼児教育改革と発展のニーズに相応しい質の高い就学前教育者を養成する——を実現するために設置された主要科目である。

紙幅の関係で、日本の保育者養成機関である「短期大学」と「四年制大学」の養成課程に対応するために、ここでは、『幼稚園教師（就学前教育専攻）養成プログラム（討論試験稿）』（中華人民共和国教育部師範司 2005年指令課題成果報告書）（以下『報告書』と略称する）を踏まえて、主として「養成プログラム④」と「養成プログラム⑤」の教育課程について検討を行う。

表3と表4は、それぞれ「養成プログラム④」と「養成プログラム⑤」の教育課程を示すものである。全体的に次のような共通の特徴が見られる。

(1) それぞれの教育課程は共通の構造で編成されている。「養成プログラム④」も「養成プログラム⑤」も、「必修科目」、「選択科目」と「教育実践」の3カテゴリーで、構成されている。

(2) 必修科目は、それぞれの教育課程で7割以上を占めており、「養成目標」を実現するための主要科目によって占められている。必修科目には、「一般教養科目」、「専門理論科目」、「専門技能科目」が含まれている。「養成プログラム④」では、「一般教養科目」は4割、「専門科目」は6割、「養成プログラム⑤」では、「一般教養科目」は3割、「専門科目」は7割を占めている。

(3) 「一般教養科目」には、学生に対する「思想道德教育」科目と「一般教養教育」科目が設置されている。「思想道德教育」科目は、主として「養成基準および養成内容」で制定した「思想道

徳面」の要求—「祖国を愛し、共産党を愛し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想と鄧小平理論の基本観点を身につけ、中国的特色のある社会主義建設の基本原則を理解し正しい世界観、人生観、価値観を形成すること」「現代公民としての良好な資質と教師としての職業道徳（倫理）を持つこと」等—を具現化するために設置されたものであり、「一般教養教育」科目は、主として各段階の基礎学力の育成を目的として設置されたものである。

(4) 専門科目における「基礎理論」科目は、就学前教育に関するさまざまな専門領域の科目が設置されているが、「乳児保育」を初めとする保育学の科目は設置されていない。

(5) 「統合教育」の理念に対応して、専門科目（選択または必修）には、これまでにない「特殊児童」に関する教育科目も新しく設置されている。しかし子どもの生活保障を考える「社会福祉」や「児童福祉」の科目は設置されていない。

表3：養成プログラム④の教育課程表（必要な履修時間数は合計2600時間）

必修科目 1700時間	共通必修科目（700時間余り）	就学前教育専攻理論科目（1000時間余り）	
	マルクス主義基本原理、毛沢東思想、鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想概論、中国近現代史綱要、法律基礎、思想道德修養と教師の道徳教育、情勢と政策、情報技術基礎、大学英语、大学国語、大学国語、体育	教育類	教養類
選択科目 400時間	1、人文・社会・科学コース	2、芸術コース	3、英語コース
	科学技術と社会、人口資源と環境、社会学概論、児童文化概論、児童映画・ドラマ作品の鑑賞と分析、物質科学、生命科学、地球と空間科学	児童芸術教育概論、合唱と指揮、即興伴奏と子どもの歌曲創作、子どもの舞踊創作、園工制作、コンピューター美術、幼児園の環境創設、玩具設計	総合英語、英語で視る・聴く・話す、英語聞解、英語創作、英語作文、英語歌曲と演出、児童英語と活動設計
	4、体育コース	5、幼児園経営管理コース	6、就学前教育研究コース
	幼児園体育学、体操、児童リズム体操、水泳、体育ゲーム、民族伝統体育	就学前教育経済学、幼児園経営管理、幼児園組織行動学、園長専門成長実務、就学前教育法規、就学前教育政策学、就学前教育測定と評価、陳鶴琴教育思想研究	幼児教師専門成長論、教師発達学校実務、就学前行動研究、幼児園の質的研究、教育統計学、教育測定と評価、教育統計ソフト開発
教育実践	育視察、教育調査（4週）、教育実習（6週）		
備考	残りの200～400履修時間には各養成校が選択科目の履修や復習・試験などに充てるように任せる。		

表5：養成プログラム⑤の教育課程表（卒業に必要とする履修総単位数は170単位以上）

共通必修科目①（単位数）		合計単位数：41	専門重点科目（必修）（単位数）	合計単位数：31
マルクス主義基本原理（3）、毛沢東思想、鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想概論（一）（3）、毛沢東思想、鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想概論（二）（3）、中国近現代史綱要⑤⑥思想道徳修養と法律基礎（3）、情勢と政策（一）（1）、情勢と政策（二）（1）、大学英語（一）（3）、大学英語リスニング（一）（1）、大学英語（二）（3）、大学英語リスニング（二）（1）、大学英語（三）（3）、大学英語リスニング（三）（1）、大学英語（四）（3）、大学英語リスニング（四）（1）、コンピューター基礎（文一）（2）、コンピューター基礎（文二）（2）、大学体育（一）（1）、大学体育（二）（1）、大学体育（三）（1）、大学体育（四）（1）、大学国語（文）（2）、高等数学F（3）			人体解剖生理学（2）、就学前衛生学（2）、子どもの発達概論（3）、特殊児童の発達と教育（2）、中国と外国の就学前教育史（3）、就学前教育学（2）、教育統計学（4）、幼児園教育課程（2）、就学前児童の健康教育（2）、就学前児童の社会教育（1）、就学前児童の言語教育（2）、就学前児童の科学教育（2）、就学前児童の芸術教育（4）	
			教師教育必修科目（単位数）	合計単位数：17
			教育概論（2）、就学前教育心理学（2）、心理学概論（4）、現代教育技術理論と応用（2）、幼児教師用話し言葉（1）、就学前教育管理（2）	
			専攻方向拡大・展開科目（選択）（単位数）	36単位以上選択必要
その他の必修科目（単位数）		合計単位数：45	児童教育哲学（2）、家庭と地域教育（2）、幼児教師論理（2）、中国と外国の教育史（2）、子どもの発達理論（3）、遊び理論（2）、児童実験心理学（2）、教育文化学概論（2）、就学前七校教育学（2）、就学前教育改革先端講座（1）、陳鶴琴幼児教育思想研究（2）、浙江幼児教育史（1）、教師の専門性発達理論（2）、SPSS運用（2）、幼児園実用音楽（2）、幼児園実用舞踊（1）、幼児園実用美術（2）、幼児の言葉と文学（2）、幼児園実用英語（2）	
共通必修科目②（6）			就学前特殊教育概論（2）、幼児園管理実務（2）、早期教育機構経営管理（2）、早期児童の栄養と保健（2）、幼児園の環境創設（2）、遊びの設計と利用（1）、玩具の設計原理と創作的使用（2）	
卒業設計（論文）（8）				
専門実習（教育観察実習、実習、研究）（11）				
思想政治理論科目の社会実習（2）				
その他 の 実践 部分	専門 技能 訓練	就学前教育音楽基礎（6）		
		就学前教育舞踊基礎（4）		
		就学前教育美術基礎（6）		
	軍事理論と軍事訓練（2）			

4. 中国における保育者養成の今後の課題

以上、「保育制度」「保育者養成制度」「保育者養成課程の変遷」「保育者養成課程の現状」から、中国における保育者養成には次のような課題があると考えられる。

世界で行われつつある幼児教育・保育改革の潮流に歩調を合わせ、質の高い保育者を養成するために、現行の「幼稚園教師」養成課程を軸にして、これまでの「保育員養成」「幼稚園教師養成」「育嬰師養成」の課程を統合させ、21世紀における中国の幼児教育・保育事業の発展目標—0歳～6歳の一貫した科学的な早期教育—を実現し、新しい保育者養成課程を編成しなければならない。具体的に、前述の「幼稚園教師」養成プログラムにおける教育課程を次のように修正する必要があると考えられる。①教養の高い保育者を養成するために、「一般教養科目」には、「自然科学」「社会科学」「人文科学」の各分野の基本的な知識を学習できる多種多様な科目を設置することが望ましい。②専門性の高い保育者を養成するために、専門科目には、狭義の幼児教育に関する科目に限らず、乳幼児期の子どもの生活保障を基本理念とする「保育学」の科目や、すべての

子どもの生活に関する権利保障として、「社会福祉」あるいは「児童福祉」の科目などを導入することが望ましい。(劉郷英)

IV 日中の保育者養成の課題

世界で幼児期の保育が、子どもの生涯発達の基経であることを認識し、各国の幼児教育改革が進んでいる。後発資本主義国(時間的なずれはあるが)である日中両国は、ヨーロッパの幼児教育制度・内容を輸入し、それを実践してきた。従って、幼児教育の質の高度化が求められている今日、これまで実践してきた保育内容の緻密化が推進されることが多い。しかし、日中両国は、いま、自分たちの立っている社会や生活の現状を正しく把握し、自国の幼児教育を創造し、実践することが重要になっている。

ここでは、両国が現在ともに抱える幼児教育の緊急課題を提起しておきたい。第1に、今日、両国は、経済のグローバル化の下で、貧富の格差が拡大しており、子どもの保育や発達をより十全なものとするためには、親の労働への展望や生活の安定が大切になっている。従って、保育の充実のためには、社会的な諸制度(社会保障制度)の充実とそれを動員し活用した親支援の充実強化とともに総べての子どもに乳幼児保育・教育を保障することが重要な課題となっているのである。第2は、乳児保育の充実である。ユニセフが指摘するように、0～3歳の時期は、子どもの発達にとって極めて重要である。この時期の子どもの生活・発達環境は、大人の手にゆだねられており、その発達にとって、生涯発達の基礎としての積極的な教育を保障する必要がある。それはまた、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」でいう「子の養育には男女及び社会全体がともに責任を負うことが必要である」ことを認識し、家庭と社会が共同して子育てができる条件整備が重要である。それはまた、親の労働権保障とも連動するものである。

対人サービスである保育は、保育者の質が直接保育の質に反映される。従って、上記の課題は、保育者養成カリキュラムとしても重要な課題であると考えている。(劉郷英・中田照子)

【注】

- i ユニセフ『世界子供白書 2001』 2001年, pp1
- ii 猪木武徳『戦後世界経済史』中公新書 2009年, pp15

【参考文献】

1. OECDの貧困の定義は、「相対的貧困」概念を使用している「相対的貧困」とは、「人がある社会のなかで生活するために、その社会で、ほとんどの人が享受している『普通』の習俗や行為を行うことができない状態」とし、とりあえず、一般勤労者世帯の所得の2分の1以下としている
2. 安部彩「子どもの貧困と社会保障制度の課題」『月刊福祉—よくわかる福祉政策シリーズ』2008年 pp66
3. 文部科学省『平成21年度文部科学白書』, 文部科学省

4. 一見真理子「中国の幼児教育—ここ十年の変化と今後」『教育と医学』第51巻2号, 慶応義塾大学出版会 2008年
5. 一見真理子「全人民の資質を高める基礎『早期の教育』—競争力と公平性の確保」, 泉千勢・一見真理子・汐見稔幸等編著, 『世界の幼児教育・保育改革と学力』, 明石書店 2008年
6. 劉郷英「中国における乳児保育の現状と課題—『0歳児集団保育』に関する意識調査の検討を中心に」『福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報』7号, 福山市立女子短期大学研究教育公開センター年報編集委員会 2010年
7. 劉郷英「中国における保育者養成カリキュラムの現状と課題—『幼稚園教師養成プログラム』の検討を中心として①—」, 『子ども学研究論集』第2号, 名古屋経営短期大学子ども学科子育て環境支援研究センター2010年
8. 張燕「中国における幼児教育の発展」2009年

平岩 定法 (名古屋経営短期大学 教授)
劉 郷英 (福山市立大学 准教授)
中田 照子 (名古屋芸術大学 教授)
丹羽 正子 (岐阜聖徳学園大学 教授)
宍戸 健夫 (名古屋経営短期大学 非常勤講師)